

平成27年（行ウ）第37号等 「黒い雨」被爆者健康手帳交付請求等事件

原告 高野正明 外87名

被告 広島市・広島県

参加行政庁 厚生労働大臣

第34準備書面

(被告ら第17準備書面に対する反論等)

2019（令和元）年9月3日

広島地方裁判所民事第2部合2係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 廣 島 敦 隆

同 弁護士 足 立 修 一

同 弁護士 池 上 忍

同 弁護士 竹 森 雅 泰

同 弁護士 端 野 真

同 弁護士 橋 本 貴 司

同 弁護士 松 岡 幸 輝

同 弁護士 佐 々 井 真 吾

目次

第1	被告ら第17準備書面に対する反論	3
1	はじめに	3
2	上記①について	3
3	上記②について	5
(1)	はじめに.....	5
(2)	大阪帝国大学グループによる報告（乙71）	5
(3)	京都帝国大学グループによる報告（乙72）	6
(4)	理化学研究所グループによる報告（乙73）	6
(5)	小括.....	7
4	第一種健康診断特例区域の指定の不合理性.....	7
(1)	昭和51年当時の科学的知見に照らして，第一種健康診断特例区域の 指定は不合理であること	7
(2)	現在の科学的知見に照らしても，第一種健康診断特例区域の指定は不 合理であること	8
第2	原告らに被爆者援護法1条3号該当性が認められること	9

本書面は、被告ら第17準備書面に対し必要な限度で反論し、原告らの主張を改めて整理するものである。

第1 被告ら第17準備書面に対する反論

1 はじめに

現行の第一種健康診断特例区域の指定の理由として挙げられる、「『黒い雨』地域内の一部で高濃度の放射能が検出された例の報告」（乙58の38頁、乙59の27頁）が具体的にいかなる報告を指すかについて、被告らは、第17準備書面4頁において、「広島市付近における残留放射能について調査した藤原ら報告・・・、大阪帝国大学（当時）グループによる報告・・・、京都帝国大学（当時）グループによる報告・・・及び理化学研究所グループによる報告・・・が存在することからすると、これらの報告を指すものと解され」、「昭和51年度調査報告書・・・は、第一種健康診断特例区域の指定後に実施された調査に係る報告書であるところ・・・、上記の『・・・例の報告』には含まれないと解される」などと主張する（以下「①」という。）。

そして、同頁以下において、「『黒い雨』強雨地域を含む『黒い雨』降雨地域の一部から高濃度の放射能が検出されたことについては、上記各報告の中で示されていたものの・・・、当該検出結果が『黒い雨』によるものか否かについては、十分な科学的・合理的な裏付けを欠くものであり、かつ、それが人体に影響を及ぼしたか否かについても十分な科学的・合理的根拠を欠くものであった」などと主張する（以下「②」という。）。

以下、反論する。

2 上記①について

本件訴訟には、厚生労働大臣が訴訟参加しているところ、厚生労働大臣が訴訟参加したのは、「厚生労働大臣は、被爆者援護制度を総合的に実施及び把握している主体でもあり、被爆者援護制度及びその沿革、立法趣旨、立法経緯、科学的知見等、本件の争点に関する資料を豊富に有し、かつ、

事情に通じ、経験も有している」(厚生労働大臣の平成30年11月6日付け行政庁の訴訟参加申立てに関する意見書等)からであった。

ところが、本件訴訟の主要な論点の一つである現行の第一種健康診断特例区域の指定の合理性に関し、旧厚生省が政令で区域を指定した根拠となる資料が何なのかについて、厚生労働大臣を含む被告らは、長らくはぐらかしてきた(原告ら第31準備書面7頁参照)。そして、被告らは、この後に及んでも、なお、「この資料である」などと断定的な回答ではなく、「・・・と解される」という曖昧な説明しかしていないことを、まず指摘しておかなければならない。

そして、被告らは第14準備書面4頁において、「裁判所から指摘のあった高濃度の残留放射能が検出された2地点というのは、昭和51年度調査報告書における広島の本14及びNWN-22地点をいうものと思われる」として、第一種健康診断特例区域の指定の根拠となった「例の報告」が昭和51年度残留放射能調査であると認めるとともに、「これら2地点は、いずれも宇田強雨地域外、すなわち「黒い雨」強雨地域外にある」ことも認めていたにも関わらず、この後に及んで、前述のとおり、「昭和51年度調査報告書・・・は、第一種健康診断特例区域の指定後に実施された調査に係る報告書であるところ・・・、上記の『・・・例の報告』には含まれないと解される」などと主張し、これまでの説明を覆した。

以上の経緯に照らせば、第一種健康診断特例区域の指定の根拠に、昭和51年度残留放射能調査が含まれないという被告らの主張を鵜呑みにすることは到底できない。仮に、昭和51年度残留放射能調査の正式な報告が昭和51年9月の第一種健康診断特例区域の指定後であったとしても、正式な報告の前に暫定的な見込みは判明しているはずであり、そのような見込みは、昭和51年度残留放射能調査が厚生省調査研究委託費によって行われている(乙50の2の1枚目の表紙参照)ことからすれば、当然、旧厚生省にも伝えられているはずである。

したがって、宇田論文（甲A71）、藤原ら報告（甲A38）、大阪帝国大学グループによる報告（乙71）、京都帝国大学グループによる報告（乙72）及び理化学研究所グループによる報告（乙73）に加え、昭和51年度残留放射能調査（乙50の2）が、広島における第一種健康診断特例区域の指定の根拠の一つとなったことは明らかである。

3 上記②について

(1) はじめに

さらに、被告らが第17準備書面において、新たに、第一種健康診断特例区域指定の根拠となると明らかにした報告から、以下のとおり、「黒い雨」が原爆由来の放射能を含むことが、科学的・合理的な根拠を伴って明らかにされているといえる。

(2) 大阪帝国大学グループによる報告（乙71）

まず、大阪帝国大学グループは、「ウラニウム原子核分裂の場合には・・・核分裂生成物は放射能をもち、雨滴の核となり地上に落下しうるから、(4)爆央地点特に爆発直後に雨が激しく降った地域では放射能が観測されるだろう」（同1頁）との推論を持って、1945年（昭和20年）8月10日から11日、調査に臨んだ。

その結果、「爆発後10分ばかりして爆心の西方約2kmにある己斐駅付近では烈しい雨が降ったという話しである。その雨滴は特異なもので、雨滴が白い衣類の上に落ちると、そこに黄色がかった黒い斑点が残った。原子核分裂の生成物及び爆発時に生じたイオンが雨滴の核となることは考えられることであり、従ってこの特異な雨の降った地点では放射能は大きいであろうと考えられ、この考えは翌日行われた測定により確かめられた。」とまとめられているように、ガイガー・ミュンラー計数管において、自然係数が毎分27のところ、己斐駅付近では毎分90を計測しているのである。

(3) 京都帝国大学グループによる報告（乙72）

次いで、京都帝国大学グループは、「分裂の際に生ずる種々の核分裂片並びにウラニウム残片等が飛来することによって地上には放射能を検出し得るであろうと考えられる」（同5頁）との推論を持って、1945年（昭和20年）8月10日、調査に臨んだ。

その結果、「爆心より西北3.5kmの地点の試料にかなり強い放射能が見られた。これは多分爆発の際の気象条件により、爆弾の分裂片が地上に落下したためであろうと想像される」として、自然計数毎分18程度に対し、旭橋東詰で106を計測しているのである。

(4) 理化学研究所グループによる報告（乙73）

さらに、理化学研究所グループは、1945年（昭和20年）「9月3日、4日の二日に亘り患者輸送用の自動車を駆って主として車中において同市内外に残留する γ 放射線の強度をローリッセン検電器をもって測定した」ところ、「己斐から草津に至る山陽道国道上において、古江東部に極大をもつ上記爆央付近に見たと同程度の γ 放射線の存在を確かめた」というのである。そして、「この放射能は爆央付近に見られたものとは別の原因によって生じたと考えられ、次の理由から、原子爆弾爆発に際して生じたウラニウム核分裂生成物が降下したと思われた。即ち爆発が起きた時、この地方には東風が吹いており、その後凡そ三十分を経てから此の方面に多量の降雨があり、しかもその雨粒は黒く汚れていたと云われ、更にこれが降下物であることを物語るのは家屋の雨樋に溜まった土砂に特に強い放射能を認めたことである。」と報告しているのである。

そして、「これら放射能の強度が其の後いかなる減衰を示すかを見るため、上に述べた国道上で最も強度の大きかった上野ガーデン下の一小家屋の樋の土砂を東京に持ち帰り、長い期間にわたりその放射能を測定した」（以上、同25頁）ところ、「予想されたように、此の方面で採取した土砂について化学分析を行った結果核分裂生成物によることを確かめた」（同3

3頁) というのである。

(5) 小括

以上のとおり、これらの報告は、いずれも大気圏内核実験の影響を受けていない原爆投下直後（1945年（昭和20年）8月～9月上旬）に行われた計測結果を元に、科学的知見を踏まえて検討した結果を示したものである。

そして、これら報告は、いずれも原爆投下直後に降った「黒い雨」が原爆由来の放射能を含んでいると結論付けているのであるから、「黒い雨」が原爆由来の放射能を含んでいたことは十分な科学的・合理的な根拠をもって証明されていることは明らかである。

4 第一種健康診断特例区域の指定の不合理性

(1) 昭和51年当時の科学的知見に照らして、第一種健康診断特例区域の指定は不合理であること

以上のとおり、今般、被告らから提出された大阪帝国大学グループによる報告（乙71）、京都帝国大学グループによる報告（乙72）及び理化学研究所グループによる報告（乙73）の内容だけみても、「黒い雨」が原爆由来の放射能を含んでいたことは十分な科学的・合理的な根拠をもって証明されているといえる。

そして、原告ら第31準備書面11頁で述べたとおり、昭和48年住民アンケート調査（乙46）によれば、降った雨が大雨か中雨か小雨かの違いはあるものの、いずれの地域でも現在の健康状態が「弱い」ないし「病気」と回答した者が4割にのぼり、現在の健康状態に関する回答結果は、「黒い雨」強雨地域とそれ以外とで殆ど差はないのである。

よって、第一種健康診断特例区域の指定の根拠となった各種資料からは、少なくとも宇田雨域全域が第一種健康診断特例区域に指定されるべきとの結論が導かれるべきであり、昭和51年当時の知見に照らしても、「黒い雨」強雨地域に限定した第一種健康診断特例区域の指定が不合理であることは

明白である。

(2) 現在の科学的知見に照らしても、第一種健康診断特例区域の指定は不合理であること

さらに、現在の科学的知見に照らしてみると、まず「黒い雨」降雨域の範囲は、その後の各種調査の結果、宇田雨域に止まらず、「黒い雨」降雨地域（大瀧雨域）ないし増田雨域にまで広がっていたことが判明している（原告ら第5準備書面13～28頁，第18準備書面28～35頁）。

そして、原爆投下により形成された放射性物質を多量に含む原子雲において、放射性微粒子を核とした水滴が形成され、それが水平原子雲として広がり、水平原子雲が広がった地域に「黒い雨」による放射性物質の降下をもたらした（原告ら第5準備書面2～13頁，第9準備書面，第10準備書面，第18準備書面2～28頁等）。

このようにして降下した放射性物質による人体影響については、古くは宇田論文の体験談聴取録に記載されているところであるが（原告ら第13準備書面別紙体験談一覧表の「放射線の影響に関する記載」欄参照）、「黒い雨」被爆によって、体外にある放射線原子等が放射する放射線に被曝したり（外部被曝）、あるいは、呼吸や飲食で放射性物質が空気、水、食べ物と一緒に体内に侵入し、又は皮膚を通して放射性物質が取り込まれた場合に、当該放射性物質が照射する放射線に被曝する（内部被曝）ことによって人体影響がもたらされることが判明している（原告ら第5準備書面28～49頁，第10準備書面，第18準備書面36～38頁，第33準備書面18頁以下）。

これら現在の科学的知見を踏まえれば、昭和51年当時にも増して「黒い雨」強雨地域に限定した第一種健康診断特例区域の指定が不合理であり、「黒い雨」降雨地域（大瀧雨域）ないし増田雨域の全域が第一種健康診断特例区域に指定されなければならないことは明白である。

第2 原告らに被爆者援護法1条3号該当性が認められること

原告らは、第31準備書面別紙において、原告らの被爆場所、被爆時年齢、被爆状況、被爆の影響と思われる6か月以内に現れた症状、晩発障害、健康管理手当の対象となる11障害を伴う疾病の罹患状況等を整理して主張した。

その時点では診断書の取得が間に合わなかった原告らについても、この間順次診断書を提出しており、最終的には当時の安野村大字穴（船場地区）で被爆した原告番号市34以外は全員について健康管理手当が支給されることになる11障害を伴う疾病の発症について、診断書で客観的に裏付けることができた。

そこで、改めて、本書面に別紙を添付して、原告らの被爆場所、被爆時年齢、被爆状況、被爆の影響と思われる6か月以内に現れた症状、晩発障害、健康管理手当の対象となる11障害を伴う疾病の罹患状況等を整理して主張するものである。

以上のとおりであるから、本来、第一種健康診断特例区域に指定されるべきであった「黒い雨」降雨地域（大瀧雨域）ないし増田雨域に在った原告ら全員が、現在の科学的知見において、原爆の放射能の影響によるものである可能性を直ちには否定できない11障害を伴う疾病を発症しているのであるから、402号通達による第一種健康診断受診者証から被爆者健康手帳への切替え制度により、原告らが被爆者援護法1条3号「身体に原子爆弾の放射能の影響を受けるような事情の下にあった」者とみなされることになる。

よって、原告らには、被爆者援護法1条3号該当性が認められることは明らかである。

以上